

第1回 イン트로ダクション

1. 環境法の射程

1.1. 「環境法」とは何か

- ・ 「環境」に関する法<sup>1</sup>
- ・ 環境に関する「法」

1.2. 「環境」、「環境（の）保全」とは何か

- ・ 「環境基本法」は、「環境」「環境（の）保全」の定義を置かない。
- ・ 環境法（or 政策）が対象とする「環境」
  - 「人の活動をとりまく物理的自然的存在であって、人が設計していないもの」<sup>2</sup>
  - 『物理的および生物学的な外部条件』をさすのではなく、そのなかから、当時の社会や人が一定の基準によって『失ってはならない』と考え、あるいは『良い状態に保たなければならない』と考えたもの<sup>3</sup>

1.3 環境法・政策の対象となってきた／なりつつある環境（問題）

（環境と関わりのある）人の健康

- ・ 日本では、産業公害により深刻な人の健康被害が発生 → その救済、防止のための法が（生活環境の保護とも併せて）発展。
- ・ 近年は、健康（及び環境）影響の「予防」のための法も整備されつつある。

---

<sup>1</sup> 「行政法」に関する宇賀(2013)1頁の定義参照。「環境法」をやや詳細に定義するものとして、例えば、北村教授は、「現在および将来の環境質の状態に影響を与える関係主体の意思決定を社会的に望ましい方向に向けさせるための方法に関する法、および、環境をめぐる紛争の処理に関する法」とする(北村(2015)4頁。北村(2013)2頁参照)。また、島村教授は、環境法を、①「維持あるいは回復されるべき良好な環境はどのようなものかを定めるプロセスを設定・規律する」(注記省略)、②「様々な利益を考慮しうる適正なプロセスにより、目指すべき環境の水準、守られるべき水準を決定する」、③「決定された環境保護の目標水準を達成するための政策手法を用意する」、という「3つの役割を担う法の総体」とする(島村(2013)213頁)。

<sup>2</sup> 倉阪(2014)5頁(「環境政策」について)。

<sup>3</sup> 島山(2013)7頁(「環境法」について)。

## 生活環境、快適環境

- ・ 「生活環境」は法律上の用語。例えば、環境基本法2条3項。
- ・ 環境基本法は「生活環境」を定義していないが、「常識的な意味で理解される生活環境のほか」<sup>4</sup>、「人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む」（環境基本法2条3項）。「農作物や漁業の対象とされている魚介類」もこれにあたる<sup>5</sup>。
- ・ 1980年代、「アメニティ（快適環境）」が政策課題に<sup>6</sup>。

## 自然環境、生物多様性

- ・ 「自然保護」の法は、明治期にはすでに存在<sup>7</sup>。
- ・ 1992年に「生物の多様性に関する条約」採択。日本の法制度においても、人に対する具体的・直接的な便益を必ずしも前提としない「生態系」「生物多様性」が徐々に強調。

## 地球環境

- ・ 成層圏大気・・・オゾン層保護に関する諸条約（1980年代）→ 国内法
- ・ 気候系・・・「気候変動に関する国際連合枠組条約」（1992採択）、「気候変動に関する国際連合枠組条約の京都議定書」（1997採択）→ 国内法； 次の国際枠組みの議論 ⇔ 国内法

## 有害物質、廃棄物、原子力／放射性物質

- ・ 上記の、いわば「影響」に注目した法政策対象に対して、「原因」に注目した法政策対象

## 資源、エネルギー

### 2. 環境法の存在形式<sup>8</sup>

#### 2.1 成文法

##### 1) 憲法

- － 日本国憲法13条「すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。」
- － 25条1項「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。」
- － 同条2項「国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。」

<sup>4</sup> 環境省総合環境政策局総務課編著(2002)134頁。

<sup>5</sup> 環境省総合環境政策局総務課編著(2002)134頁。

<sup>6</sup> 環境省総合環境政策局総務課編著(2002)34頁。

<sup>7</sup> 畠山(2004)5-6頁、倉阪(2014)16-18頁。

<sup>8</sup> 主に南=大久保(2009)27-36頁、宇賀(2013)4-13頁を参照。

## 2) 法律

- 国会が定める法。
- 「基本法」
  - 当該分野の法について基本的事項を定める。法形式として他の法律に上位するわけではない。
  - 例)「環境基本法」(1993)、「循環型社会形成推進基本法」(2000)、「生物多様性基本法」(2008)
- 特定の環境分野やテーマに関して、具体的な規律を行う法律
  - 例)「大気汚染防止法」「水質汚濁防止法」「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」「公害健康被害の補償等に関する法律」

## 3) 命令

- 行政機関が定める法。政令(内閣)(憲法 73 条 6 号)、内閣府令(内閣府の命令)(内閣府設置法 7 条 3 項)、省令(各省の命令)(国家行政組織法 12 条 1 項)、等がある。
- 例)「大気汚染防止法施行令」、「大気汚染防止法施行規則」

## 4) 条例・規則

- 普通地方公共団体の議会が定める「条例」(地方自治法 14 条 1 項)、その長が定める「規則」(同法 15 条 1 項)
- 例)「県民の生活環境の保全等に関する条例」「県民の生活環境の保全等に関する条例施行規則」(愛知県)
- 条例や規則は、法令に違反することはできない(憲法 94 条、地方自治法 14 条 1 項・15 条 1 項)

## 5) 条約

- 「国の間において文書の形式により締結され、国際法によって規律される国際的な合意」<sup>9</sup>
- 例)「気候変動に関する国際連合枠組条約」
- 日本が締結した条約は、公布されて国内法としての効力を持つ<sup>10</sup>。

## 2.2 不文法

- ・ 慣習法、(判例法)、法の一般原則

※「判例」について<sup>11</sup>：

---

<sup>9</sup> 条約法に関するウィーン条約 2 条 1 項(a)。訳文は奥脇直也=岩沢雄司編集代表『国際条約集 2015 年版』(有斐閣)による。

<sup>10</sup> 吉川(2008)334 頁。日本国憲法 7 条 1 項、98 条 2 項参照。

<sup>11</sup> 判例とは何かについて、例えば、中野(2009)3-9 頁、池田編著(2010)10-11 頁〔池田真朗〕、金子宏=

### 3. 環境法と環境政策との関係

#### ①法は環境政策の目標・指針を示す

#### ②法は環境政策の手段として機能する

- 公共政策の手段のうち、少なくとももある種のものを実施するには、法律の根拠が必要<sup>12</sup>。
  - － 「法律による行政の原理」と「法律の留保」

#### ③ 法は環境政策の立案・決定方法について規定する<sup>13</sup>

- 環境政策の立案・決定を適切に行うため、特別の手續が定められる場合がある。
  - － 環境影響評価，リスク評価； 市民参加； 情報収集 等

#### ④ 環境政策の不在と法 ～訴訟

- 民事裁判による環境紛争解決<sup>14</sup>
  
- 裁判の政策形成機能

---

新堂幸司=平井宜雄編集代表（2008）『法律学小辞典〔第4版補訂版〕』有斐閣。

<sup>12</sup>法制執務研究会編（2014）3頁参照。

<sup>13</sup>島村(2013)213頁参照。

<sup>14</sup>環境制定法が整備される以前も、環境問題の一部は裁判で争われた。大塚（2010）3-9頁、阿部=淡路編（2011）1-18頁、など。

## 参考文献

- 阿部泰隆=淡路剛久編(2011)『環境法〔第4版〕』有斐閣
- 池田真朗編著(2010)『判例学習のA to Z』有斐閣
- 宇賀克也(2013)『行政法概説Ⅰ行政法総論〔第5版〕』有斐閣
- 大塚直(2010)『環境法〔第3版〕』有斐閣
- 環境省総合環境政策局総務課編著(2000)『環境基本法の解説〔改訂版〕』ぎょうせい
- 北村喜宣(2013)『現代環境法の諸相〔改訂版〕』日本放送出版協会
- 北村喜宣(2015)『環境法〔第3版〕』弘文堂
- 倉阪秀史(2014)『環境政策論〔第3版〕』信山社
- 桑原勇進(2014)「環境行政法の特徴」高木光・宇賀克也編『行政法の争点』有斐閣
- 佐藤幸治(2011)『日本国憲法論』成文堂
- 島村健(2013)「環境法」南野森編『法学の世界』別冊法学セミナー221号
- 中山竜一(2009)『ヒューマニティーズ 法学』岩波書店
- 島山武道(2004)『自然保護法講義〔第2版〕』北海道大学図書刊行会
- 島山武道(2013)『考えながら学ぶ環境法』三省堂
- 原田尚彦(1977)『環境権と裁判』弘文堂
- 平野仁彦=亀本洋=服部高弘(2002)『法哲学』有斐閣
- 法制執務研究会編(2014)『新訂 ワークブック法制執務』(第5版) ぎょうせい
- 南博方=大久保規子(2009)『要説環境法〔第4版〕』有斐閣
- 吉川和宏(2008)「条約の国内法的効力」大石眞・石川健治編『憲法の争点』有斐閣